

見積書提出のご案内

最低見積額提出者に業務を委託させていただきたく、下記のとおり見積書の提出を受け付けますのでご案内いたします。

令和7年11月13日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

1 概要

(1)名称	令和7年度新潟市民病院 産業廃棄物（混合廃棄物）収集運搬・処理業務
(2)業務内容	別紙仕様書のとおり
(3)契約の条項を示す場所	新潟市民病院事務局管理課
(4)見積書提出期限・提出先	令和7年11月21日 午後3時まで(郵送の場合は必着) 新潟市民病院事務局管理課用度グループ
(5)履行期間・履行場所	業者決定後、契約の日より令和8年3月31日 収集日は、業者決定後打合せの上決定（3月中の実施） 新潟市民病院

2 見積書提出資格要件

- (1)上記提出期限現在、新潟市の産業廃棄物処理業者名簿の「産業廃棄物収集運搬業者」に登録されており、かつ、新潟市の入札参加資格者名簿（委託）の「産業廃棄物収集運搬」に登録されている者
- (2)地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者
- (3)指名停止措置を受けていない者
- (4)新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の別表2の9（暴力的不法行為）の規定に該当しない者

【担当】
管理課用度グループ

令和7年度新潟市民病院 産業廃棄物（混合廃棄物）収集運搬・処理業務委託仕様書

趣 旨

新潟市民病院から排出される産業廃棄物（混合廃棄物）を収集し、処理施設まで安全に運搬し、適正に処分することについて、必要な事項を定めるものとする。

1 名称

令和7年度新潟市民病院 産業廃棄物（混合廃棄物）収集運搬・処理業務

2 履行場所（集積場所）

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）

3 契約期間

令和7年度の契約の日から令和8年3月31日まで

なお、搬出スケジュールは、病院担当者と隨時協議すること。

4 業務内容

受託者は、新潟市民病院から排出された産業廃棄物（混合廃棄物）について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等に従い、病院関係者立ち会いのもと集積場所から搬出し、適正に処理するものとする。

なお、処理については最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

5 産業廃棄物の種類・排出予定数量

混合廃棄物 一式（乾電池及び蛍光管は除く） 83. 7 m³

6 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由による衛生管理の欠陥等により、病院又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその責を負うものとする。

7 費用区分

産業廃棄物の収集運搬及び処分、その他業務を実施するにあたり必要な経費は全て受託者の負担とする（収集運搬・処分業者の電子マニフェスト費用を含む）。

自施設において処理ができず、中間処理業務等を他施設において行う場合の処理等に要する一切の費用についても受託者の負担とする。

8 業務の再委託

受託者は委託された業務を第三者に再委託してはならない。

ただし、法令に定める再委託基準の範囲内において、あらかじめ書面による承認を受けたときは、許可を有する第三者に再委託することができる。

9 守秘義務

受託者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

1 0 見積合わせ参加資格等

- (1) 廃棄物の収集運搬について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項の規定に基づき、処理に関する全ての許可を受けた業者（産業廃棄物収集運搬業者）でなければならぬ。
- (2) 廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第6項の規定に基づき、処理に関する全ての許可を受けた業者（産業廃棄物処分業者）に行わせることができる。

1 1 見積及び契約留意事項

(1) 見積留意事項

1 m³あたりの収集運搬・処理に要する金額（処分単価）で見積もること。消費税相当額は含まない

(2) 契約留意事項

- ① 年間の排出予定数量は不確定なため、単価契約とする。
- ② 前記10（2）により、処理を受託者の取引業者に行わせる場合であっても、委託料の請求及び受領は受託者が行うこと。その場合、受託者は応分の額を受託者の取引業者である産業廃棄物処分業者に支払うこと。
- ③ 収集運搬にかかる契約は、病院と受託者との間で締結する。
- ④ 処分にかかる契約は、病院と受託者との間で締結する。ただし、前記10（2）により、処理を受託者の取引業者に行わせる場合は、病院と受託者の取引業者である産業廃棄物処分業者との間で締結する。

1 2 その他

- (1) 受託者は関係法令を遵守し、この業務を履行しなければならない。
- (2) 車両進入口ゲートの高さの関係上、車高3.2メートル未満の車両とする。
- (3) 廃棄物の収集運搬及び処理にあたっては、電子マニフェスト（JWNET）を使用し、その処理状況を報告するものとする。電子マニフェストの運用に関しては、関係法令を遵守しなければならない。
- (4) 受託者は、業務実施状況につき、常に病院の指導監督を受けるものとする。
- (5) 業務実施に当たっては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないよう特に注意するとともに、廃棄物が飛散、又は流出しないよう注意しなければならない。
- (6) 排出予定数量はあくまで見込みであり、実際の排出数量は増減することがある。この場合の契約単価への補償等は一切行わない。
- (7) 現地確認が必要な場合は、事前に連絡の上確認すること。
- (8) 契約終了後、この契約に関する業務評価を行う。

令和7年度新潟市民病院 産業廃棄物（混合廃棄物）収集運搬・処理業務委託契約書

新潟市民病院（以下「甲」という。）と、（以下「乙」という。）は、甲から排出される混合廃棄物（以下「廃棄物」という。）の収集運搬・処理業務委託に関して次のとおり契約を締結する。

（契約期間）

第1条 契約期間は、契約の日から令和8年3月31日までとする。

（委託内容）

第2条（乙の事業範囲）

乙の事業範囲は下記のとおりであり、乙はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを甲に提出する。なお、許可事項に変更があった時は、乙は速やかにその旨を甲に通知するとともに、変更後の許可証の写しを甲に提出する。

（許可内容）

（乙）	収集運搬	処分
許可都道府県・政令市：新潟市		許可都道府県・政令市：新潟市
許可の有効期限：許可証のとおり		許可の有効期限：許可証のとおり
事業の範囲：許可証のとおり		事業の範囲：許可証のとおり
許可条件：許可証のとおり		許可条件：許可証のとおり
許可番号：		許可番号：

2（委託する産業廃棄物の種類、数量及び単価）

甲が、乙に収集運搬・処理を委託する廃棄物の種類、数量及び委託費は、次のとおりとする。

<u>混合廃棄物</u>	<u>予定数量</u>	<u>83.7 m³</u>		
	単 価	1 m ³ あたり	円（内、消費税	円）

3（搬入先）

乙は、次の施設に搬入する。

施設の名称：

所在地：

事業の区分：中間処理

処分方法：破碎

4（最終処分施設及び方法）

甲から、乙に委託された廃棄物の最終処分（予定）は、別紙のとおりとする。

5（積替・保管）

乙は、甲から委託された廃棄物の積替・保管を行わない。

6（マニフェスト）

甲は、廃棄物の搬出の都度、電子マニフェスト（JWNET）に必要事項を入力して受渡確認票を乙に交付する。

（義務と責任）

第3条（甲）

- （1） 甲は、委託する廃棄物が日本工業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、その旨を乙に通知しなければならない。
- （2） 甲は、本契約期間中に本条第1項第1号の情報に変更が生じた場合には、WDS（廃棄物データシート）等の文書により伝達するものとし、伝達の方法は郵送、ファックス、電子メール等より変更後速やかにこれを乙に通知しなければならない。
- （3） 甲は、有害物質を含む可能性のある廃棄物の処分を委託する場合は、公的検査機関又は

環境計量証明事業所にて「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法(環境庁告示第13号)」による試験を行い、分析証明書を乙に提示しなければならない。

2 (乙)

- (1) 乙は、甲から委託された廃棄物を、その積み込み作業の開始から、第2条第3項に規定する事業場における荷降ろし作業完了まで、法令に基づき適正に処理する責任を負う。この間に発生した事故については、その原因が甲の責に帰すべき場合を除き、乙が責任を負う。
- (2) 乙は、甲から委託された廃棄物の収集運搬業務が終了した後、直ちに業務終了報告書を作成し甲に提出する。ただし、業務終了報告書は、電子マニフェスト(JWNET)の運搬終了報告で代えることができる。
- (3) 乙は、やむを得ない事由があるときは、甲の了解を得て、一時業務を停止することができる。この場合には、乙は甲にその事由を説明し、かつ甲における影響が最小限となるよう努める。

(総則)

第4条 甲及び乙は、この契約条項(契約書を含む。以下同じ)に基づき、仕様書等(別添の仕様書、見本、図面、明細書及びこれらの図書に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本国の法令及び新潟市の条例・規則等を遵守し、この契約(この契約条項及び仕様書等を内容とする契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

- 2 乙が委託された業務内容を履行するために必要な一切の手段については、この契約に特別の定めがある場合を除き、乙がその責任において定める。
- 3 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後も同様とする。
- 4 乙は、この契約の履行に関して個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び別記個人情報取扱特記事項を遵守し、個人の権利及び利益を侵害することのないよう個人情報を適正に扱わなければならない。
- 5 この契約条項に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約と他の契約(甲及び乙間の合意を指し、その名称を問わない。)の条項に矛盾があれば、この契約が優先する。
- 7 この契約の履行に関して甲乙間で用いる言語は、日本語とする。
- 8 この契約条項に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 9 この契約の履行に関して甲乙間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるところによるものとする。
- 10 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)、商法(明治32年法律第48号)及び政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)の定めるところによるものとする。
- 11 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 12 この契約に係る訴訟については、甲の所在地を管轄する裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約保証金)

第5条 新潟市民病院契約規程第1条の規定によりその例によることとされる新潟市契約規則第34条により契約保証金は免除する。

(権利義務の譲渡の制限)

第6条 乙は、甲の書面による承諾がなければ、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。

(特許権等の使用)

第7条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている材料、製造方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、甲がその材料、製造方法等を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、乙がその存在を知らなかつたときは、甲は、その使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（再委託の禁止）

第8条 乙は、第三者に対し、業務の全部又は一部を再委託してはならない。

（履行の監督等）

第9条 甲は、契約の履行中において、その適正な履行を確保するため、業務の実施状況について隨時立会いその他の方法により監督し、又は乙に対して所要の報告若しくは資料の提出を求め、若しくは必要な指示をすることができる。

（事故等の報告）

第10条 乙が本業務の実施に支障が生ずるおそれがある事故の発生を知ったときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、乙は、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置をえた後、遅滞なく書面により詳細な報告並びに今後の方針案を提出しなければならない。

（一般的損害）

第11条 業務の実施に伴い生じた損害については、乙がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が甲の責めに帰すべき事由による場合はこの限りでない。

（第三者に及ぼした損害）

第12条 業務の実施に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、乙は甲に速やかに報告するものとし、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担する。

2 前項の規定、又はその他の事項について第三者との間に紛争を生じた場合は、甲乙協力してその処理、解決に当たるものとする。

（報告書の提出）

第13条 乙は、業務を完了したときは速やかに業務の成果に関する報告書（以下「報告書」という。）を甲に提出しなければならない。

（検査）

第14条 甲は、報告書を受理したときは、業務の成果について、その日から起算して10日以内に乙の立合いを求めて検査を行うものとし、乙が立ち会わないときは、立合いを得ずにこれを行うことができる。ただし、これらの期間の末日が休日であるときは、その翌日（その翌日が休日であるときは順延した日）を末日とする。

2 甲は、前項の検査に不合格となった業務の成果について、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。この場合においては、第18条の規定を準用する。

3 乙は、前項により業務の再履行の請求があったときは、甲の指定する期間内にその指示に従いこれを履行しなければならない。この場合においては、前条及び第1項の定めを準用する。

4 第1項（前項後段において準用する場合を含む。）の検査に要する費用はすべて乙の負担とする。

（委託料の支払）

第15条 乙は、検査に合格したときは、書面をもって当該委託料の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に当該委託料を支払わなければならない。

3 甲が第1項の規定による請求を受けた後、その請求の内容の全部又は一部が不当であることを発見したときは、甲は、その事由を明示して、その請求を拒否する旨を乙に通知するものとする。この場合において、その請求の内容の不当が軽過失によるものであるときには、当該請求の拒否を通知した日から甲が乙の不当な内容を改めた請求書を受理した日までの期間は、前項の期間に算入しないものとし、その請求の内容の不当が乙の故意又は重大な過失によるときには

ては、請求があつたものとしないものとする。

4 甲が、甲の責めに帰すべき事由により、第2項に規定する期間内に請求金額を支払わなかつたときは、乙は甲に対し、当該請求金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条の規定により財務大臣が決定する率を乗じて得た額の遅延利息を請求することができる。

(履行期限の延長)

第16条 乙は、災害その他の乙の責めに帰することができない事由により履行期限までにその義務を履行することができないときは、速やかに、その事由を明記した書面により、甲に履行期限の延長を申し出なければならない。

2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに履行することができないときは、履行遅延の事由、履行可能な期限その他必要な事項を明記した書面の提出を求めることができる。

3 前2項に規定する場合において、甲は、その事実を審査し、やむを得ないと認めるときは、甲乙協議の上、履行期限を延長するものとする。

(履行遅滞の場合における違約金等)

第17条 乙の責めに帰すべき事由により履行期限までに業務の履行ができない場合は、甲は、乙に対し、違約金の支払を請求することができる。

2 前項の違約金の額は、特に約定がある場合を除き、甲の指定する日の翌日から検査に合格する日までの間の日数（検査に要した日数を除く。以下「遅延日数」という。）に応じ、遅延日数1日につき契約単価に予定数量を乗じた額の1,000分の1に相当する額とする。ただし、履行期限までに既に業務の一部を履行しているときは、その部分に相当する委託料の額を契約単価に予定数量を乗じた額から控除した額を契約金額として計算した額とする。

3 第1項の違約金は、委託料の支払時に支払額から控除し、又は契約保証金が納付されているときは、これをもって違約金に充てることができる。この場合において、なお当該違約金の額に満たないときは、当該額に満つるまでの額の支払を請求するものとする。

(契約不適合責任)

第18条 業務の成果が種類、品質又は数量に関してこの契約の内容に適合しないものであるとき（以下「契約不適合」という。）は、甲は、乙に対し、期間を指定して、業務の再履行又は委託料の減額を求めることができる。

2 乙が前項の規定による業務の再履行に応じないときは、甲は、乙の負担により第三者に業務を履行させることができる。

3 前2項の請求は、契約不適合が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、することができない。

4 甲は、契約不適合を知った時から1年以内にその旨を乙に通知しないときは、第1項及び第2項の請求をすることができない。ただし、乙が報告書の提出の時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかつたときは、この限りでない。

5 第1項及び第2項の請求について、民法第562条第1項ただし書は適用しないものとする。

6 第1項及び第2項の請求は、甲の乙に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。

(契約の変更)

第19条 甲は、必要と認めるときは、仕様書等の変更の内容を乙に通知して、仕様書等の内容を変更し、又は契約の履行を中止させることができる。

2 前項の場合において、契約金額、履行期間その他の契約内容を変更する必要があるときは、甲乙協議の上、文書をもって定めるものとする。

(甲の解除権)

第20条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、相当の期間を定めて催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。

(1) 履行期限までにこの契約を履行しない場合又は履行の見込みがないと認められるとき。

(2) 正当な理由がないのに定められた期日までにこの契約の履行に着手しないとき。

- (3) 乙又はその代理人、支配人その他の使用人が甲の職員の監督又は検査に際してその職務の執行又は指示を拒み、妨げ、又は忌避したとき。
- 2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。
- (1) この契約の締結又は履行について、不正があったとき。
 - (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格その他この契約の相手方として必要な資格を失ったとき。
 - (3) 自己振出の手形又は小切手が不渡処分を受ける等の支払停止状態となったとき。
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立てがあったとき、又は租税滞納処分を受けたとき。
 - (5) 破産手続開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立てがあったとき、又は清算に入ったとき。
 - (6) 解散又は営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
 - (7) 下請代金支払遅延等防止法（昭和31年法律第120号）第6条に基づき、中小企業庁長官が公正取引委員会に対して適当な措置を採るべき旨乙に対して請求したとき、又は同法第7条に基づき、公正取引委員会が乙に対して勧告したとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、乙が、監督官庁から営業の許可の取消し、停止等の処分を受け、又は乙の事業に関し、監督官庁から、指導、勧告、命令その他の行政指導を受けたとき。
 - (9) 前各号に掲げる場合のほか、この契約書の一つにでも違反したとき。
- 3 甲は、前2項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。
- 4 乙は、第2項各号のいずれかに該当したときは、速やかに甲に報告しなければならない。
- 5 乙は、第1項及び第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（反社会的勢力の排除）

第21条 乙は、甲に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、政治活動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 反社会的勢力と次の関係を有していないこと。
 - ア 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係
 - エ 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係
- (3) 自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役、会計参与、理事、監事、相談役、会長その他名称を問わず、経営に実質的に関与している者をいう。）が反社会的勢力ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。
- (5) 自ら又は第三者を利用してこの契約に関して次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

オ この契約に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が反社会的勢力に該当することを知りながら、その相手方と契約を締結したと認められる行為
カ この契約に関して、反社会的勢力を資材又は原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）であって、甲から当該契約の解除を求められてもかかわらず、これに従わない行為
キ その他アからカに準ずる行為

2 乙について、次の各号のいずれかに該当した場合には、甲は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

- (1) 前項第1号から第3号の確約に反したことが判明した場合
- (2) 前項第4号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- (3) 前項第5号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、乙は、甲に対し、甲の被った損害を賠償するものとする。

4 乙は、第2項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（談合その他の行為による解除等）

第22条 甲は、乙がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令が確定したとき（独占禁止法第77条の規定により当該処分の取消しの訴えが提起された場合を除く。）。
- (2) 乙が独占禁止法第77条の規定により前号の処分の取消しの訴えを提起し、当該訴えについて棄却又は却下の判決が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項の規定による契約の解除により損害が生じた場合であっても、甲に損害賠償請求をすることができない。

（解除に伴う措置）

第23条 乙は、甲が第20条第1項若しくは第2項又は第22条の規定により契約を解除した場合、業務の履行の前後にかかわらず、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の1に相当する額の違約金を甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の場合において、本契約の締結にあたり契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

3 第1項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の違約金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

（賠償額の予定）

第24条 乙は、この契約に関して第22条第1項各号のいずれかに該当するときは、業務の履行の前後及び甲が契約を解除するか否かにかかわらず、契約単価に予定数量を乗じた額の10分の2に相当する額の賠償金を支払わなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、賠償金の支払を免除する。なお、この契約が終了した後も同様とする。

- (1) 第22条第1項第1号及び第2号に掲げる場合において、処分の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当する場合その他甲が特に認めるとき。
- (2) 第22条第1項第3号に掲げる場合において、刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項の賠償金の額を超える場合において、その超える分につき甲が乙に請求することを妨げるものではない。

3 乙が共同企業体等を構成していた場合において、前2項の規定により甲が乙に請求しようとしたときに当該共同企業体等が解散していたときは、共同企業体等を構成していた乙は連帶して前2項の規定により請求を受けた金額を甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第25条 乙は、甲の責めに帰すべき事由又は災害その他のやむを得ない事由により契約の履行をすることができなくなったときは、甲にこの契約の変更若しくは解除又は履行の中止の申出をすることができる。

2 甲は、前項の規定による申出があったときは、契約を変更し、若しくは解除し、又は契約の履行を中止することができる。

3 乙は、甲の責めに帰すべき事由による契約の解除によって損害が生じたときは、甲に損害賠償の請求をすることができる。

(危険負担)

第26条 成果品の引渡し前に生じた成果品の滅失、損傷等については、甲の責めに帰すべき事由による場合を除き、乙が危険を負担する。

2 第14条の検査に合格する前（成果品の引渡しを伴う場合は、引渡しの前）に生じた災害その他の甲乙いずれの責めにも帰することができない事由によって業務が履行できなくなったときは、甲は、この契約を解除することができる。この場合において、甲は、委託料の支払を拒むことができる。

(費用の負担)

第27条 この契約の締結に要する一切の費用は、乙の負担とする。

(反社会的勢力からの不当介入等に対する措置)

第28条 乙は、この契約の履行に当たり反社会的勢力から不当な介入（契約の適正な履行を妨げることをいう。）又は不当な要求（事実関係及び社会通念に照らして合理的な事由が認められない不当又は違法な要求をいう。）（以下これらを「不当介入等」という。）を受けたときは、直ちに甲に報告するとともに警察に届け出なければならない。

2 甲は、乙が不当介入等を受けたことによりこの契約の履行について遅延が発生するおそれがあると認めるときは、甲乙協議の上、履行期限の延長その他の措置をとるものとする。

(疑義等の決定)

第29条 この契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、双方1通を保有する。

令和7年 月 日

甲 新潟市中央区鐘木463番地7
新潟市民病院
新潟市病院事業管理者 大谷哲也

乙

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、この契約を履行するに当たり、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定されるものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法令及び新潟市保有個人情報の適切な管理のための措置に関する要領（令和6年6月26日制定）を遵守し、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(収集の制限)

第3条 乙は、この契約の履行に当たって個人情報を収集するときは、この契約の履行に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(適正管理)

第4条 乙は、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約を履行するに当たり、個人情報の管理責任者を選任し、事務従事者の管理体制等必要事項について、甲へ書面で報告しなければならない。（利用及び提供の制限）

第5条 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約を履行するに当たって知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(資料等の返還等)

第7条 乙は、この契約の履行に当たって甲から引き渡され、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(従事者への周知)

第8条 乙は、この契約の履行に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務に関することのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(実地調査)

第9条 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約の履行に当たり、取り扱っている個人情報の状況について隨時実地に調査することができる。

(事故報告)

第10条 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙がこの契約の履行に当たって取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(契約解除及び損害賠償)

第12条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。

令和7年度新潟市民病院 産業廃棄物（混合廃棄物）収集運搬・処理業務委託仕様書

趣 旨

新潟市民病院から排出される産業廃棄物（混合廃棄物）を収集し、処理施設まで安全に運搬し、適正に処分することについて、必要な事項を定めるものとする。

1 名称

令和7年度新潟市民病院 産業廃棄物（混合廃棄物）収集運搬・処理業務

2 履行場所（集積場所）

新潟市民病院（新潟市中央区鐘木463番地7）

3 契約期間

令和7年度の契約の日から令和8年3月31日まで

なお、搬出スケジュールは、病院担当者と隨時協議すること。

4 業務内容

受託者は、新潟市民病院から排出された産業廃棄物（混合廃棄物）について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」その他関係法令等に従い、病院関係者立ち会いのもと集積場所から搬出し、適正に処理するものとする。

なお、処理については最終処分完了までにかかる関係業務の全てとする。

5 産業廃棄物の種類・排出予定数量

混合廃棄物 一式（乾電池及び蛍光管は除く） 83.7 m³

6 損害賠償責任

受託者の責めに帰すべき事由による衛生管理の欠陥等により、病院又は第三者に損害を与えたときは、受託者がその責を負うものとする。

7 費用区分

産業廃棄物の収集運搬及び処分、その他業務を実施するにあたり必要な経費は全て受託者の負担とする（収集運搬・処分業者の電子マニフェスト費用を含む）。

自施設において処理ができない、中間処理業務等を他施設において行う場合の処理等に要する一切の費用についても受託者の負担とする。

8 業務の再委託

受託者は委託された業務を第三者に再委託してはならない。

ただし、法令に定める再委託基準の範囲内において、あらかじめ書面による承認を受けたときは、許可を有する第三者に再委託することができる。

9 守秘義務

受託者は業務上知り得た病院及び患者の秘密を第三者に漏らしてはならない。

10 契約資格等

（1）廃棄物の収集運搬について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条第1項の規定

に基づき、処理に関する全ての許可を受けた業者（産業廃棄物収集運搬業者）でなければならぬ。

（2）廃棄物の処分について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第14条6項の規定に基づき、処理に関する全ての許可を受けた業者（産業廃棄物処分業者）に行わせることができる。

1.1 契約留意事項

- （1）年間の排出予定数量は不確定なため、単価契約とする。
- （2）前記10（2）により、処理を受託者の取引業者に行わせる場合であっても、委託料の請求及び受領は受託者が行うこと。その場合、受託者は応分の額を受託者の取引業者である産業廃棄物処分業者に支払うこと。
- （3）収集運搬にかかる契約は、病院と受託者との間で締結する。
- （4）処分にかかる契約は、病院と受託者との間で締結する。ただし、前記10（2）により、処理を受託者の取引業者に行わせる場合は、病院と受託者の取引業者である産業廃棄物処分業者との間で締結する。

1.2 その他

- （1）受託者は関係法令を遵守し、この業務を履行しなければならない。
- （2）車両進入口ゲートの高さの関係上、車高3.2メートル未満の車両とする。
- （3）廃棄物の収集運搬及び処理にあたっては、電子マニフェスト（JWNET）を使用し、その処理状況を報告するものとする。電子マニフェストの運用に関しては、関係法令を遵守しなければならない。
- （4）受託者は、業務実施状況につき、常に病院の指導監督を受けるものとする。
- （5）業務実施に当っては、病院利用者、通行人等に危険を及ぼさないよう特に注意するとともに、廃棄物が飛散、又は流出しないよう注意しなければならない。
- （6）排出予定数量はあくまで見込みであり、実際の排出数量は増減することがある。この場合の契約単価への補償等は一切行わない。
- （7）現地確認が必要な場合は、事前に連絡の上確認すること。
- （8）契約終了後、この契約に関する業務評価を行う。